

たかざし史話 46 「印南郡家と「三宅」」

以前に紹介しましたように、「三宅」「北家」などと書かれた墨書土器を出土し、「香利屋」という字名にも近接する高砂市曾根町鍋田の塩田遺跡は、古代印南郡の郡家（郡役所）に係る遺跡として注目されていますが、「三宅」と書かれた墨書土器の存在も、郡家との深い関わりを示しています。

ミヤケは屯倉・御宅・三宅・三家・官家とも書かれ、もととは大和朝廷が各地に設置した「宅」や「倉」をさし、王権の直轄領の意味で用いられました。一般的には、こうしたミヤケは大化改新のさいに廃止されて、公地公民制に移行したと考えられています。が、七世紀中葉以降も、畿内には天皇家の供御料田として官田（屯田）が置かれ、国府・国衙や郡家・郡衙のような地方統治の拠点もミヤケと称されました。たとえば『日本書紀』天武一四年一月条の郡

家」は、古訓で「コホリノミヤケ」と読まれています。

また、『皇太神宮儀式帳』は伊勢神宮の神郡の起源について、難波朝廷（孝徳天皇）が天下に評（郡の前身）を立てた時、度会の山田原に「屯倉」を立て、新家連阿久多と磯連牟良をその官人に任命したなどと述べています。さらに、大化元年（六四五）八月の東国国司への詔では、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む」と主張する者で、その申告に虚偽のない者を郡司に任用することとしています。在地豪族は父祖以来管理・支配してきた屯倉を改めて朝廷に差し出し、あるいは新たな屯倉の建設に協力することで、譜代の郡司として郡を統治することを許されたのです。

播磨国印南郡の伝統的な郡司氏族は不明ですが、印南郡にも朝廷の宅と倉を管掌した在地豪族が存在し、その統治

の拠点に郡家（コホリノミヤケ）が建設されたのでしょう。そうした意味で、印南郡の郡家も「ミヤケ」と称しうるわけで、塩田遺跡の周辺に印南郡の「三宅」、すなわち印南郡家が存在した可能性はやはり高いといえます。「三宅」と記された墨書土器は、滋賀県草津市の北萱遺跡や野洲郡中主町の光相寺遺跡などからも出土しています。こうした各地の遺跡と比較検討することで、塩田遺跡の性格がさらに明確になることでしょう。

（市中編さん専門委員

西本昌弘）



塩田遺跡出土の墨書土器「三宅」